

第5 無窓階

無窓階以外の階の判定は、規則第5条の3によるほか、細部については次により取り扱うこと。

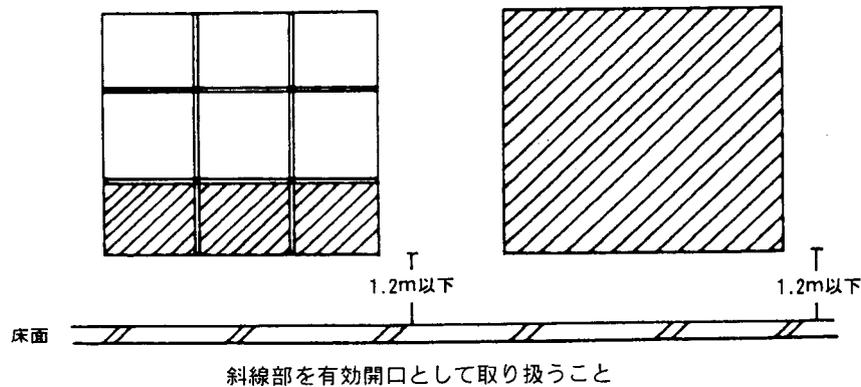
1 開口部の位置

(1) 規則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ」については、次によること。

ア 踏台は原則として認めないが、次の条件のすべてに適合する場合はこの限りでない。

- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面とすき間がなく床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (オ) 避難上支障がないこと。

イ 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口として取り扱うこと。

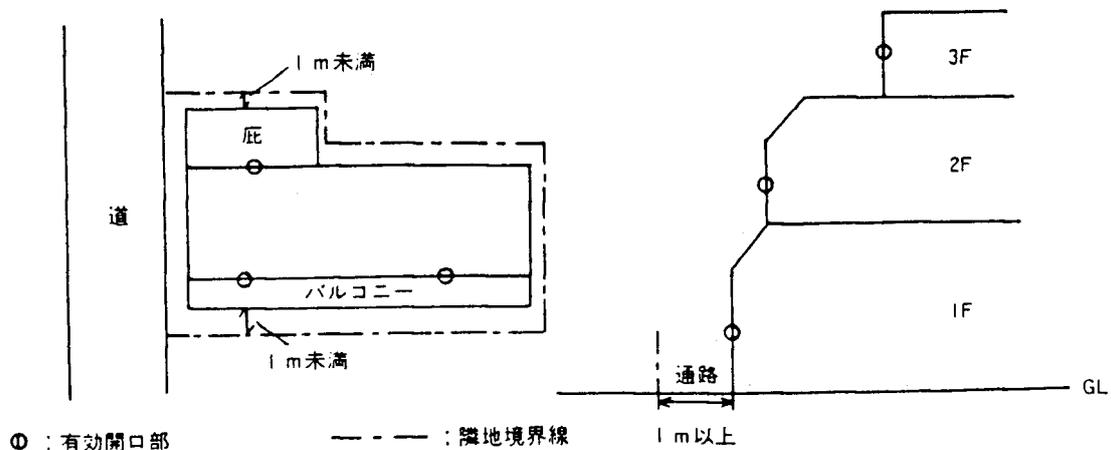


第5-1図

(2) 規則第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」について、次に掲げる空地等は「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの

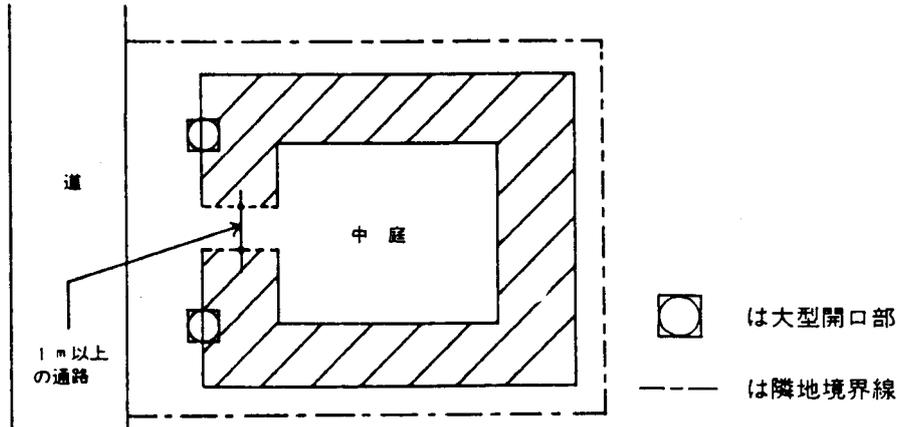


○：有効開口部

---：隣地境界線

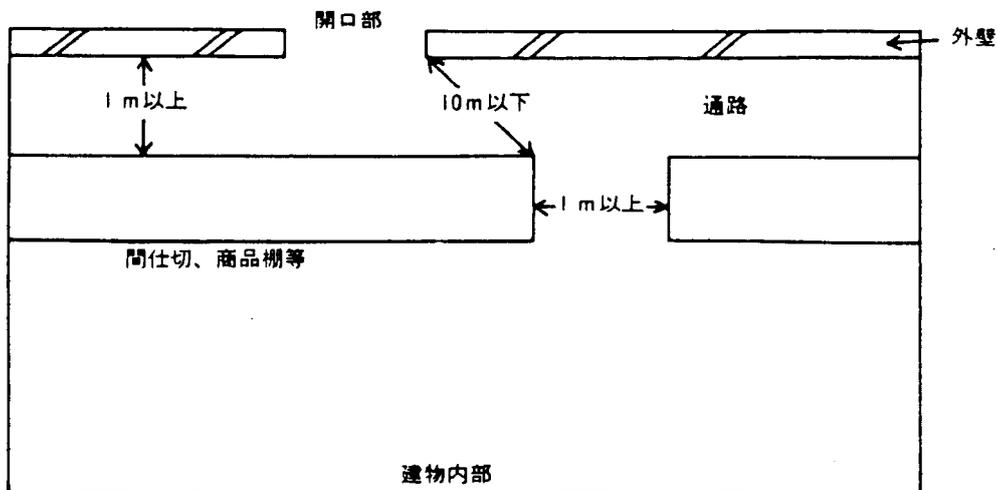
第5-2図

- ウ 1 m以内の空地又は通路にある樹木、へいその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの
- エ 傾斜地、河川敷その他消火活動が有効に行えるもの
- オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から道に通じる通路があり、次のすべてに適合するもの
 - (ア) 通路の幅員は1 m以上であること。
 - (イ) 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1 m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。
 - (ウ) 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第5-3図

- (3) 規則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱う。
- ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの
 - イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの
 - (ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。
 - (イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1 m以上であること（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。）。
 - (ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第5-4図

2 開口部の構造

規則第5条の3第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

第5-1表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取り扱うことができる。

(2) シャッターの開口部

ア 避難階に設けられた手動式軽量シャッター付き開口部（シャッターの底部に施錠機構があるもの以外にあっては、屋外から水圧で開放できる装置（「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。以下「水圧開放装置」という。）のうち、シャッター等の施錠を開放する方式のものを備えた場合に限る。）

イ 共同住宅の雨戸として設けられたもの又はそれと同等のもので、開口部に建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる手動式軽量シャッター付き開口部（J I S A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものに限る。）

ウ 煙感知器の作動と連動して解錠する手動式軽量シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

エ 屋内外から開放できる電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

オ 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

カ 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

キ 水圧開放装置のうち、シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源付きに限る。）又はシャッター等を開放する方式のものを備えた開口部

（注）非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

ク 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付き軽量シャッター等

(3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。

イ 電動式ドアで、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）第5-1表において、開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

（イ）停電時であっても、非常電源の作動又は手動により開放できるもの

(4) 二重窓

(1)から(3)までの開口部が組み合わされたもの（有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行う。）。ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないとするものを除く。

第5-1表

ガラス開口部の種類		開口部の条件		判定	
				足場有り	足場無し
普通ガラス ※1	厚さ6.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
鉄線入りガラス	厚さ6.8mm 以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	厚さ10.0mm 以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
網入りガラス	厚さ6.8mm 以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	厚さ10.0mm 以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
強化ガラス	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
耐熱性ガラス ※2	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	※3	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	※4	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入りガラス及び鉄線入りガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。				
低放射ガラス (Low-Eガラス)	基板（板ガラス等）について本表により評価し、判断する。				

※1 普通ガラスとは、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射板ガラス等をいう。

※2 強度が普通ガラス（厚さ6.0mm以下）と同等のものに限る。（例：耐熱結晶化ガラス（製品名「ファイアライト」））

※3 ① フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）の合わせガラス

② 網入板ガラス（厚さ6.8mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）の合わせガラス

※4 ① フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）の合わせガラス

② 網入板ガラス（厚さ6.8mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）の合わせガラス

③ フロート板ガラス（厚さ3.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+型板ガラス（厚さ4.0mm以下）の合わせガラス

(注) 次のいずれかに掲げるフィルム（内張り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、第5-1表の基板ガラスにより評価し、判断する。

① ポリエチレンテレフタレート製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以外で、基材の厚みが100 μ m以下のもの

② 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚みが400 μ m以下のもの

[凡例] ○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

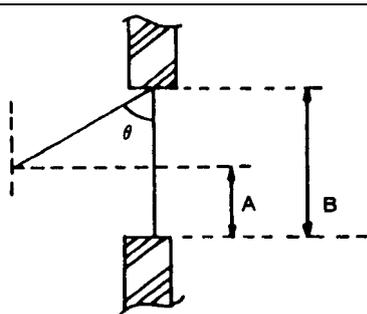
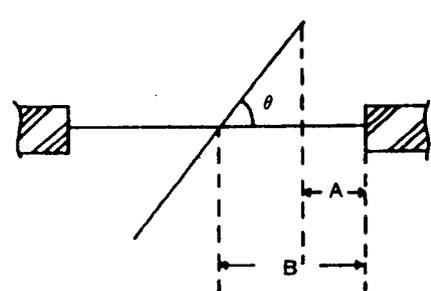
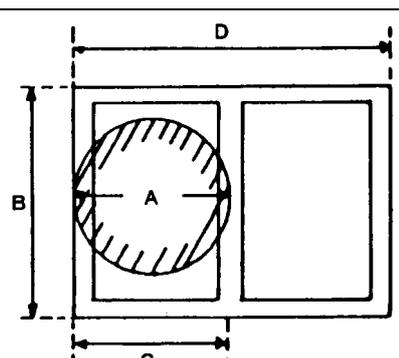
△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第5-2表の例によること。）を有効開口部として算

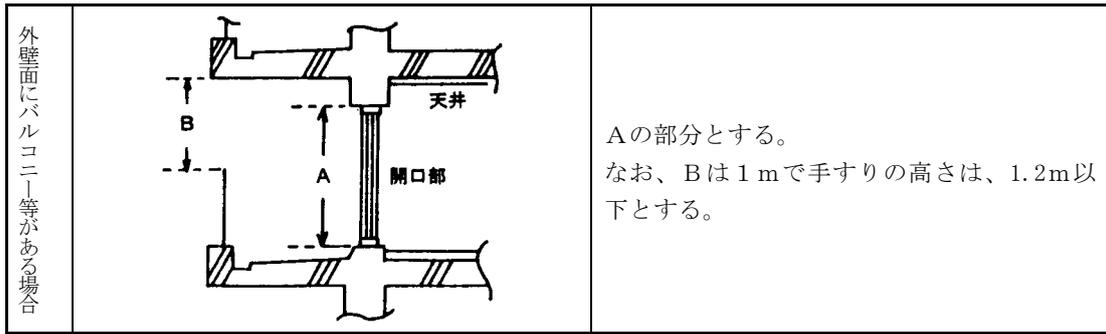
定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）

×…有効開口部として扱えないもの

- (注) ① 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。
- ② 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。

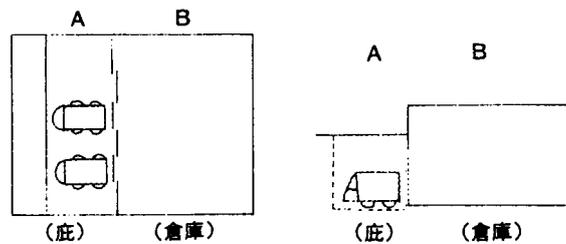
第5-2表

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む。)	 <p>(注) 1 A及びC = $1/2 D$ 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。 B = 1.0m (0.65m) 以上 C = 0.45m (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>



3 その他

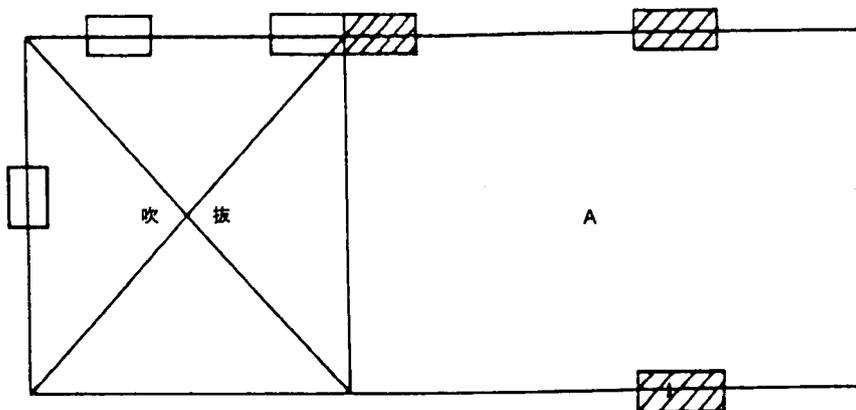
- (1) 同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあっては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに無窓階の判定を行うこと。
- (2) 無窓階の判定は、開口部がすべて閉鎖した状態で行うこと。
- (3) 第4 床面積・階の取扱い 1 (1)により、十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行ううえではこれによらないものとする。



第5-5図

(注) ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって、建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

- (4) 吹き抜けの存する部分の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。
 - ア 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。
 - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



A : 床面積を算定する部分 開口部の面積を算定する部分

第5-6図